

江府町告示第18号

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部改正をここに公布する。

令和8年3月18日

江府町長 白石祐治

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和8年3月18日
江府町告示第18号

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1～8条 略					第1～8条 略				
別表（第3条、第6条関係）					別表（第3条、第6条関係）				
1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	略	6 実績報告期限	1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	略	6 実績報告期限
酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	<p><u>(1) 令和7年4月から同年9月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,352円のどちらか低い額から基準価格2,274円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 令和7年10月から令和8年3月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,355円のどちらか低い額から基準価格2,327円を減じた額に乳用牛（経産牛）頭数と日数を乗じて得た額</u></p>		<u>令和8年3月27日</u>	酪農経営支援	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	令和7年4月から令和7年9月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,352円のどちらか低い額から基準価格2,274円を減じた額に乳用牛（経産牛頭数）と日数を乗じて得た額		<u>令和7年11月30日</u>

附 則

この要綱は、令和8年3月18日から施行し、令和7年度事業から適用する。